

広島県告示第四百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
広島県大竹市阿多田地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
阿多田（五九五六）、阿多田（五九五七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（五九五六）、阿多田（五九五七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（五九五六）、阿多田（五九五七）	区域の表示及び法規（平成三十四年政令第八十四号）
阿多田（二六四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（二六四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（二六四九）	区域の表示及び法規
阿多田（二六四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（二六四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（二六四八）	区域の表示及び法規
阿多田（八六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（八六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（八六〇）	区域の表示及び法規
阿多田（二六四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（二六四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（二六四六）	区域の表示及び法規
阿多田（七七九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（七七九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿多田（七七九）	区域の表示及び法規
本浦川（三六七）	土石流	次の図のとおり	本浦川（三六七）	土石流	次の図のとおり	本浦川（三六七）	区域の表示及び法規
本浦川（三六七隣a）	土石流	次の図のとおり	本浦川（三六七隣a）	土石流	次の図のとおり	本浦川（三六七隣a）	区域の表示及び法規
本浦川（三六七隣b）	土石流	次の図のとおり	本浦川（三六七隣b）	土石流	次の図のとおり	本浦川（三六七隣b）	区域の表示及び法規

本浦川（三六八）	土石流	次の図のとおり	本浦川（三六八）	土石流	次の図のとおり
中の川及び支川（九〇七 a）	土石流	次の図のとおり	中の川及び支川（九〇七 a）	土石流	次の図のとおり
中の川及び支川（九〇七 b）	土石流	次の図のとおり	中の川及び支川（九〇七 b）	土石流	次の図のとおり
中の川及び支川（九〇七 c）	土石流	次の図のとおり	中の川及び支川（九〇七 c）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所（廿日市支所）に備え置いて縦覧に供する。